

No.	評価対象施策名	所管部局
6	防犯・交通安全の推進	市民部、商工観光部

● 施策評価の実施（第3回京丹後市行政評価委員会における意見の要旨）

（所管部局から資料「施策評価調書」に基づき説明）

委員 長 所管部局からの説明を踏まえて、先ほどと同様に目的の部分、目標値の部分、そして目的と各事務事業のつながりについて見ていきたいと思えます。

まず、目的の部分について御発言はありませんか。

委員 長 あえて言いますと、施策目的3番の消費者トラブルについて、違和感なくこの施策に位置付けられたのか、それとも、ほかの施策への位置付けが難しかったので、この施策に位置付けられたのかどちらでしょうか。

防犯・交通安全の推進という施策名から素直に見ますと、消費者トラブルとどのようにつながってくるのか、広い意味では防犯に関連しているとは思いますが、経緯はどうなのでしょう。

所管部局 総合計画を策定する段階でこういった整理がされたのかは分かりませんが、先ほど言われましたように適当に位置付けられる施策がなく、消費生活の問題については犯罪につながる部分もありますので、そういった意味合いから、本施策で整理されたのではないかと考えています。

委員 長 今後、政策の体系というのも重視されてきて、目的の何番目に入ってくるかによって重要度も変わってくる面もあると思えます。

将来の新たな総合計画を策定される際には、とても大事ということであれば、項目を作ったり、順位を上げたりするなど、そういった整理を行っても良いのかもしれない。

とりあえず、経緯を知りたくて質問した次第です。

ほか、目的の内容や順番についてよろしいでしょうか。

はい、では、委員会としても目的の書き方や順番についてはおおむね妥当ではないかという評価としておきましょう。

目標値などについてはいかがでしょうか。

見たところ、船舶海難発生件数という指標について、なかなか目標どおりにっていないように思われますが。

所管部局 この数値については、京丹後市海域ではなく、島根県から敦賀までの第8管区海上保安部のデータしかないということでしたので、京丹後市だけを抽出して欲しいと舞鶴海上保安部にお願いした数値が、その下にある船舶海難による死者・行方不明者数ということで、0人となっています。

船舶海難発生件数については、京丹後市だけを抽出できませんということでしたので、第8管区海上保安部管内の数値となっています。

第8管区海上保安部からいただいた資料によると、船舶海難発生件数は511隻であり、平成22年度と比べ、366隻増加しました。

これは、平成22年の年末から平成23年の年始にかけて発生した、山陰地方の豪雪による海難、平成22年6隻、平成23年346隻というのが大きな要因となっていますということです。

このことについて、京丹後市がどうであったかについては、データが出ていない関係で、大変申し訳ありませんが分析できておりません。

委員長 防犯灯を増やしていくということが、一つの大切な防犯と交通対策になっていると思われます。

それに伴って、治安が良くなったとか、事故が減ったとか、そういった効果についてはどのような分析をされているのでしょうか。

所管部局 直接的に数字で表したものはありません。

地域の要望として防犯灯などを設置しますので、地域からは、ここに付けてもらい明るくなって非常に良くなったと、また、子供の通学路を照らすという部分では、学校からは非常にありがたいとお聞きしております。

ただ、それが効果の数字としては表れておりません。

委員長 防犯灯については、明るさにより点灯するのでしょうか。

時間に応じて点灯するのでしょうか。

所管部局 デイライトスイッチというものを設けており、暗くなればセンサーで発光する、明るくなれば切れるというシステムです。

委員長 夜中になれば消えるとか、順番に点灯するとかにより、電気代を節約することはできないのでしょうか。

技術的な面についてお尋ねします。

所管部局 センサーで、近づけば発光するというスイッチもありますが、デイライト

スイッチと比較して高価になる、それと故障が多いと聞いております。

委員長 実際、歩行者が外にいる時間ということを考えて、時間営業で点灯するとか設定を替えることは難しいでしょうか。

所管部局 タイマー的なのということでしょうか。

委員長 はい。

所管部局 できないことはないと思いますが、防犯という抑止の部分、電気が明るくついているという犯罪抑止の部分が重要だと考えますので、そのことが果たして良いのかということについては、疑問が出ると考えます。

委員長 私のほうで、最初に交通整理と基礎知識的な点についてお伺いしました。委員の皆様からも御質問などをお願いします。

委員 施策方針4番の1の消費生活推進事業の中で、活動グループが6グループあると書かれています。

これはどのような活動グループでしょうか。

所管部局 6グループということで、旧町ごとにグループがあります。

元々、旧町時代からあるところもありますし、合併してから新たに作られた組織もあります。

地域でいろいろな研修を行ったり、視察にも行ってもらったりしております。

市で消費生活センターを開設してはいますが、やはり身近なところで相談できる体制をとっていく必要がありますので、そういった意味でこのグループには非常に期待しているところです。

今年は、こういった消費生活グループを対象に7月にセミナーを開催し、多くの人に参加していただきました。

丹後町では寸劇をしていただき、タイトルは、渡る世間は詐欺ばかり、と楽しませながら消費生活のPRを図っていただいているという状況です。

委員 旧6町にごとにある6グループに年間5万円を交付される訳でしょうか。

所管部局 はい。

委員 ほかのグループではどのような活動をされていますか。

所管部局 学習会などです。

委員 そもそも何故6町にグループがあるのでしょうか。

所管部局 旧町時代からある組織で、合併後も継続しているということです。

委員長 普通交付税の特例が無くなるのを機に、一つになるというのは難しいでしょうか。

所管部局 今年が3年目の活動に入るんですが、もっと身近なグループとして頑張っていたらいいということで、一つは、6つのグループが一つに集まる場所を設定しようということで、代表の方にも集まっていただきました。

それを踏まえて、セミナーも行いました。

今後、そういう統一的な組織というものも、一つの方向としては進めていかなければならないという意識はあります。

委員長 自主的な活動をされているということで非常に素晴らしいことだとは思いますが、そういったグループに相談業務まで委ねていくことは難しいでしょうか。

先ほどの説明では、国からの補助がなくなった場合、市の単独費用で事業を実施ということでしたが、民間公共活動のような感じで、相談も行っていければ良いのではないかと思いますがいかがでしょうか。

所管部局 現在、相談員が2人おり、研修などにも参加してもらっていますが、どうしても内容的に専門的な部分もあります。

まずは、私たちに声を掛けてくださいよと、こういったグループの方を通じて相談員へ案内してもらおうという形が良いのではないかと思います。

簡単なことは、この消費生活のセミナーなどで意識してもらいますが、具体的な問題になると、どうしても責任が発生しますので、まずは窓口になっていただくという動きから進めています。

委員長 この相談員というのは、元々市内に住んでおられた方がなっておられるのでしょうか。

どういった方がなっておられるのでしょうか。

所管部局 二人とも京丹後市在住の方で、一人は元京都府の職員の方で、そういった仕事もされていた方です。

もう一人の方は、全くそういった経験は無い方ですが、消費生活相談員という資格を取っていただき、平成24年度からは週に4日それぞれ来ていただいております。

委員長 相談員の方は、相談事業以外にも兼業されておられるのでしょうか。

所管部局 相談員の方は、兼業はされておられません。

委員長 何とかボランティアベースなどでできないかなという思いがあります。

この委員会では、行政評価と歳出抑制の視点から議論を行いますが、行政評価の視点からそこまで言えるかどうかは悩ましいところですが、そういった思いはあります。

委員 先ほどの6グループについてですが、代表が集まっているいろいろと相談し、そして自分のところに持ち帰る訳ですので、できればこういったグループは一つになっていただいた方が、逆に大きくいろいろなことに挑戦ができて、いろいろな支援もできるのではないかと思います。

各グループに補助金を交付するのではなく、一つになれないかなと思います。

そうすることで抑制ができるのではないかという一つの意見です。

所管部局 はい、ありがとうございます。

委員 防犯灯の数ですが、後期計画策定時の平成20年度の3,150基、平成23年度実績値の3,231基と比較して、平成26年度の目標値が5,000基と飛び跳ねていますが、どこまで電気を付ければ良いのでしょうか。

防犯灯が整備されていけば、整備すべき防犯灯はだんだんと減っていくものではないのでしょうか。

所管部局 5,000基というのは、空白地がまだあるということです。

委員 足りないということですか。

所管部局 はい。毎年、要望が出てきます。

あわせて、地区内の要望は区長も把握されていますが、集落と集落の間、いわゆる市道ですとか、府道や国道というところに防犯灯が欲しいという部分があります。

そういった部分を含めるとまだまだ足りないということです。

ただし、この5,000基というのが、現状の設置数とかけ離れているというのは、やはりお金との関係で、そこまで設置ができていないということになります。

それから、集落間になってくると建てる位置、それと電気が来ていない電

柱に鋼管柱を建てながら電気を付けていくとなると、一灯当たりの金額が約10万円となります。

関西電力やN T Tの電柱などへの共同架設の方法で設置した場合、器具と申請手続だけで防犯灯の設置ができるため、通常の3分の1の費用、約3万円で設置ができます。

そういった部分もありますので、なかなか目標値までの設置ができていないということですし、あとは用地の問題があります。

うまく道路敷へ建てられれば良いのですが、民地に掛かってくるとおりに動いていかないというのが実態です。

委員 必要性はどなたがどういう観点、基準から判断されるのでしょうか。

所管部局 全て地区からの要望に基づいて設置しております。

委員 例えば、設置は市が行いますと、電気代は区が負担してくださいという考えはないのでしょうか。

所管部局 それが現在の集落内の防犯灯の考え方で、既にそのようにしております。

最初に市が補助金により100%の措置を行います、ランニングコストは地区で負担してくださいということです。

委員 それは、施策方針6番の2の交通安全施設維持管理事業に記載されている防犯灯の電気代というのに含まれているのでしょうか。

所管部局 含まれておりません。

この部分は、市が集落間に設置している防犯灯の電気代と修繕費です。

このコストの関係を、現在勉強している段階で、蛍光灯をLEDに替えた場合にどうなるかということで、確かに基本料金は安くなります。

また、寿命が長くなりますので、ランニングコストは下がります。

しかし、LEDへの切り替えの際に、現在の蛍光灯タイプの2倍から3倍のコストが掛かります。

委員 LEDは20年間持つと言われていますが、それを計算すれば長期的にはそんなに負担は大きくなるのではないのでしょうか。

所管部局 一気に切り替わるということもできないと考えています。

委員長 集落間の防犯灯というのは、従来は必要性がなかった訳ですが、どういった必要性があって設置されているのでしょうか。

所管部局 市長が就任当時に立案した防犯灯設置の倍増計画があり、それまでは地域からの声もそんなになかったのですが、そういった計画が出たことがきっかけで、多くの自治会から潜在的な要望が出てくるようになったというのが実態です。

一度、要望されたものは、継続して要望されますので、要望に対して応えていきたいという思いです。

委員長 分かりました。

集落間を徒歩や自転車などで、移動することが一定あるということでしょうか。

そういうことがあるのであれば、その時間帯は点灯していたほうが良いように思われます。

車だけしか通行しないのであれば、ライトがつくので不要かなと思いました。

所管部局 最近、獣害が非常に多くなってきたことがあります。

また、一時の健康ブームにより、これまでは仕事を終えて、家に帰ってから歩くという方は余りなかったのですが、そういった方が増えてきて、ウォーキングをするのに暗くて危ないという要望があるということがあります。

それから、先ほども言いましたが、電気をつけることによって、獣害が起きにくいという部分もあるようです。

委員 施策方針5番の1の交通安全対策事業の中で交通安全指導員設置経費というのがあります。

そこで、指導員が12人いらっしゃるということですが、これからの方はどのような方でしょうか。

一般市民から公募されるのでしょうか。

所管部局 市民局から推薦のあった方の中から、市長が任命した一般市民の方になります。

合併当時は、指導員が50人いましたが、合併の効果を出すために見直しを行い、現在の12人体制へ縮小しております。

委員 これらの方は何をされるのでしょうか。

ほかの方たちを指導されるのでしょうか。

所管部局 12人の方々については、各学校などから交通安全教室実施の依頼があった際に、学校へ行き、子供たちに対して警察と一緒に交通安全教室を行っています。

地域の老人会や婦人会などで、交通安全教室の依頼があれば、そちらで啓発に当たっていただいております。

委員 私のところも防犯や交通安全について、いつも警察にお願いするのですが、お金は支払わずに来ていただいております。

そういうことが交通安全指導員の仕事なんですか。

所管部局 勘違いされやすいのですが、京丹後防犯委員会ですとか、京丹後防犯推進協議会のように、「京丹後」という名前が付いているものについては、警察が管轄されています。

京丹後市防犯委員会ですとか、京丹後市交通安全指導員とか、「京丹後市」と名前が付くものが市の委員でお世話になっている方々です。

ただし、どちらの委員会にも所属されている場合もあります。

委員 そうであれば、ボランティアで地区の方々をお願いをして、勉強会などをしてもらい、一緒に盛り上げていくほうが良いのではないかなとも思うんですが。

所管部局 啓発活動というのはそういうものですから、もちろんそういう意味でやっています。

委員 そちら辺を見直していただけたらと良いのではないかなと思って見ていました。

所管部局 見直しというのは、回数か何かをということでしょうか。

委員 そうではなくて、交通安全指導員が必要ないのではないかなと思ってます。

こういった方は、今、ボランティアでもお手伝いをしていただいておりますが、別に指導員を特定しなくても良いのではないかなと思ってます。

そこは、地区でそういった方に御協力いただいて、一緒に取り組んでいけるという方法もあると思います。

見守り隊など、いろいろとボランティアで活動を一緒にしていただける方もおられます。

所管部局 資料で平成23年度は交通安全教室が41回開催したとなっており、指導員は、これらの交通安全教室について、自分たちでグラウンドに線を引き、道路などを書いて、信号機や自転車を準備するというところまでしてくれます。

もちろん、交通安全の勉強も自分たちでされていますし、警察からの指導も受けておられます。

そういったところまで地域ボランティアの方々をお願いした場合、結局、行政で行って欲しいと返ってくるのではないかなと危惧されます。

委員 それはいろいろなやり方があるのではないかなとは思いますが、いつもその12人の方が行かれる訳ではないんですよね。

所管部局 はい、順番で行っていただいているというのが実態です。

委員 行政が行っていることなので大切なことだと思っていますが、人数的にはそんなにたくさん必要なのかなと思って見させていただいていました。

事務局 交通整理も兼ねて、補足説明をさせていただきます。

施策方針2番の1の防犯灯設置事業補助金について、地区からの要望に基づき防犯灯の設置費用の全額補助を行っており、平成23年度は87件の要望に対し、要望どおりの87灯に対して補助を行っています。

設置した防犯灯の電気代については、地区内の防犯灯については、半額の補助を行っていたと思いますがどうだったでしょうか。

所管部局 何も行っていません。

事務局 集落内の防犯灯の電気代の補助は行っていないということですね。

所管部局 はい、100%、地区の運営費です。

事務局 それから電球の取替えや交換についてはどうでしょうか。

所管部局 集落内の防犯灯については、全部、地区が行います。

事務局 ということは、最初に設置する際だけの補助金ということでしょうか。

所管部局 そうです。設置だけの補助金です。

事務局 あとは、一切補助金の交付を行っていないということですね。

所管部局 はい。

事務局 8,300灯の地区管理分の防犯灯がありますが、今後も防犯灯の設置に対して全額補助を行っていくという考え方があるのでしょうか。

一定数の防犯灯が整備された中で、また、歳出抑制の考え方から、もう少し地区に設置費用を負担してもらえば、結果的に同じ予算で多くの防犯灯を設置できることになりましたが、その辺りの考え方はどうでしょうか。

所管部局 今、質問があったことに関して、補助制度の在り方を考えようということ、で、内部検討を始めたところです。

その理由として、LED灯について、地区からの要望で挙がってくるようになったという部分があります。

現在、補助率を10分の10としています。単価が高いLED灯についての要望に応じていこうと思えば、補助率を落としてでも要望に応じていきたいということで、過去の防犯灯設置工事価格なども研究しながら、基準を作ろうとしています。

このことについては、来年度予算にできれば間に合わせたいという方向性は持っていますが、簡単にできるものではないと考えております。

と言いますのが、LED灯の実績というものが余りありませんので、どのくらいの費用が掛かるものなのか、現状としては、業者の言い値で設置されているようです。

ほかの自治体が設置されている際の基準額ですとか、平均額なども参考にしながら補助金交付要綱を改正しようという内部の動きは行っております。

委員長 それは装置自体が違うということでしょうか。

所管部局 全く違います。

委員長 普通の家の電球とは違うということですね。

所管部局 はい。

委員長 歳出抑制の視点を探していかなければなりませんし、市の防犯灯の倍增計画も踏まえると、やはりランニングコストかなとは思いますが。

そういった中で、施策方針6番の2の交通安全施設維持管理事業で防犯灯の電気代として、7,407千円が掛かっているということであれば、先ほど難しいとは説明されましたが、電気をつけている時間を少なくすることで、削減ができないのかなと思います。

例えば、日暮れから10時くらいまでは点灯して、10時以降は消灯というようなこととか、あるいは、ローテーションを組んで、半分ずつくらいつ

けるとかということで、当面、電気代を抑制するということが考えられますが、ほかの委員の御意見はいかがでしょうか。

委員 現在、私の地区では、隣の地区と共同して、関西電力を呼んで、防犯灯の総点検を行っています。

もちろん、料金は無料です。

この点検により、点灯していない防犯灯があることが分かります。

点灯していないし、電柱などもないのに、請求が来ている防犯灯があります。

それは、最初に契約を行い1灯いくらかと金額を決めますが、その後は設置者からの申出が無い限り、料金を取り続けるそうです。

そこで、総点検を行ったところ、1、2灯の増減がありました。

歳出抑制になるかどうかは分かりませんが、ときどきそういった点検をしていただかないと、設置してお金は払っているけれども点灯していないということも実際に発生しています。

また、気になったのは、先ほど間引き点灯してはどうかという意見がありました。

関連して、だんだん過疎化していく中で、人が住んでいないところ、夜中に誰も行かないところに電気がついていないかとかいう部分についても総点検していかないと、ただ防犯灯の設置数を5,000基も増やしていくのでは、どこを照らしているのかということになると思います。

要望の数を見ても、平成23年度も100件程度の要望しか出ていませんので、目標どおり2、3年後に2,000基も増やす必要はないと思います。

所管部局 今、委員から発言があったのは、集落内の部分も含めてですが、実は、集落間という要望が依然としてあります。

それを併せての話です。

委員 ここで要望があるのは集落内の要望ですか。

所管部局 地区からの、防犯灯の集落間設置に対する要望です。

委員長 いずれにしても、先ほどの委員からの発言からすると、電力会社と交渉しないと、防犯灯が点灯していなくてもお金を取られる可能性があるということです。

所管部局 それは当然ありますし、こちらも防犯灯の位置を全てGIS方式で把握しております。

防犯灯が点灯していなければ、住民の方からすぐにここが点灯していない旨の連絡もありますので、そういった修繕もしています。

委員が言われた、過疎化する中で集落間でも本当にこの防犯灯が必要なのと、例えば、集落の奥まった家屋に行くために防犯灯が設置してあるが、既に家が無いというようなところがあれば、見直していくことが必要かなと思いました。

委員 施策方針4番の1の消費生活推進事業について質問します。

京都府からの補助金を受けて事業を実施されているため、そんなに削減効果はないと思いますが、平成23年度に132件の相談があった中で、その相談内容はそんなに難しい内容だったのでしょうか。

所管部局 大体、訪問販売や通信販売、電話でのいろいろな勧誘に関しての内容になっています。

委員 相談は、飛び込みであるのでしょうか。

それとも事前予約制で受付されているのでしょうか。

所管部局 随時、電話や問い合わせを受け付けています。

委員 例えば、センターの開設日数を減らしても余り削減にはつながらないのでしょうか。

所管部局 開設日数を減らすことで人件費を削減できないかということでしょうか。

委員 運営費が減らないかということです。

相談件数の132件は、延べ件数でしょうか。

所管部局 延べ件数になります。

委員 ということは、2回目からは予約ができるので、現在、午前9時から正午まで、午後1時から午後4時まで開設されていますが、例えば、開設をお昼からだけにするとか、土日の開設にするとか、工夫ができないかと思います。

そのほかにも、個人に委託すると高いので、司法書士協会に委託するとかは考えられないのでしょうか。

相談件数は、延べ132件ですので、実際に相談された方の人数は40から50人程度ではないのでしょうか。

所管部局 一人の方がそんなにたくさん相談されているとは聞いておりません。

ただし、今日相談があつて、それに対して相手となる事業所へ連絡を取つて、例えばクーリングオフの通知をすつとか、そういった手続を相手と確認しながら、相談者に指示をしています。

事務局 事業の実施当初は、国や府の補助金があつて8割とか10割の補助率で事業が実施できますが、国や府からの補助金は1年から2年で交付されなくなり、はしごを外された状態になり、それ以降は、市民の税金で事業を実施しなければならなくなります。

良いことではありますが、事業を続けていくためには市のお金の持ち出しが必要ということで、予算編成作業において、国や府の補助金が終了した場合は、できるだけ事業も終了するように、どうしても続けていかなければならない場合は、縮小しながらやり方を考えてくださいということを行っています。

本事業の実施に当たり、平成23年度において約400万円が掛かつており、先ほど委員から御意見をいただいたとおり、平成24年度までは補助金を受けて事業を実施できますが、平成25年度から補助金を受けずに事業を継続するのであれば、市の単独費用で実施しなければならなくなることから、この辺りは課題ではあります。

委員長 府民力によるいろいろな活動に対して助成金を出す京都府の府民力推進制度では、成年後見人制度の普及など、かなり専門的な分野に関しても自分たちでやってみたいという人も出てきています。

消費生活相談事業のように、事業の中核となる人材が既に市内におられて、実際に事業が動いているということであれば、何とか、それが自立するような形で、サービス機能は減つたとしても、民間へ移行するという形もあり得るかなと思います。

京都府からの補助金が終了したから、安易に市の単独費用で事業を実施するのではない形を探っていただければと思つて、発言した次第です。

先ほど、委員から発言のあつた、開設日の縮小というのもあり得ると思つます。

委員 相談者が事業所であれば、商工会に相談するのではないのでしょうか。

委員 私もその委員をさせていただいておりますが、謝金は一切いただいたことがなく、いつもボランティアで対応させていただいております。

交通安全週間などでもボランティアで行っています。

委員長 少しまとめさせていただきます。

行政評価の視点にするのか、歳出抑制の視点からの提案として整理するのかということもありますが、防犯灯設置事業補助金について、設置そのものも全額補助ではない形を考えてみてはどうかというくらいかと思います。

これを、行政評価の視点からの意見とするのか、それとも財政が厳しいからということで歳出抑制の視点として整理するのか、皆さんどちらがより適当と思われるですか。

委員 地域の中の防犯灯ということですので、地域もお金を出していくというのは当然だと思います。

補助率の見直しということは、一般的に考えられると思います。

委員長 行政評価の視点から、そのようなことも検討してはどうかという指摘をしてはどうかということですね。

ほかの委員さんもよろしいでしょうか。

委員 はい。

委員長 それでは行政評価の視点ということで整理しましょう。

続いて、消費生活推進事業については、どちらで整理しましょうか。

委員 6グループを一つにというのは、歳出抑制の視点から整理してはと思います。

消費生活相談事業については、相談内容が分かりませんが、京都府からの補助金が無くなるということがあるのであれば、件数や在り方を考えると、行政評価と歳出抑制の両方で整理すべきと思われます。

委員長 あとは、防犯灯の関係ですね。

所管部局にお尋ねします。

何度も発言させていただきました防犯灯の点灯時間を減らすということは、検討するとかなり大きな話になりそうですか。

所管部局 装置的な問題だと思われます。

単価と置き換えていって、どうなのかということになると思われます。

一番安いのがデイルイトということで、暗くなると自動発光します。

明るくなればスイッチが切れますというのが、メンテナンスも簡単ですし、安くなります。

タイマーにすると非常に高くなります。

また、停電などのたびに調整が必要と聞いております。

夜中の時間帯は消すなど、時間的なものについては、検討したことはありません。

委員長 夜中の時間帯に消灯するとなると、防犯灯一つ一つにタイマー装置のようなものを付けなければならなくなるということですね。

所管部局 そのようになると思われます。

委員 夜中の時間帯に消灯すると、防犯面から逆に危ないと思われます。

委員 電気料金は、使用料に応じてではなく、一灯につきいくらということになっていると思います。

従って、いくら使っても関西電力に支払うお金は同じで、節約するために点灯する時間を少なくしても、金額は変わらないということになります。

所管部局 そのようになります。

委員 長い時間点灯しても、短い時間点灯しても電気代は同じです。

だから、つけっぱなしにするのが一番安くつきます。

ただし、長い時間点灯すると電球が早く傷むということがあります。

委員長 それでは、その指摘は止めておきましょう。

所管部局 従量電灯方式ではありませんので、そのとおりです。

1月当たり250円前後の定額となり、メーターが付いておりません。

委員長 そうなってくると、歳出抑制の視点について、委員会からはどのようなアイデアを出しましょうか。

委員 私は交通安全指導員が12人おられるのを、もう少し減らしてはどうかと思います。

あとは、市民の皆さんと協力していただくほうが、かえって良いのではないかと思います。

委員長 真に財政が厳しいという中では、防犯灯を倍増するという市の方針もあるとは思いますが、防犯灯の設置ペースを落とすということも考えられます。

防犯灯の設置についてはお金が掛かりますので、財政状況が厳しいということであれば、その部分をペースダウンするくらいかと思います。

ほかに何かアイデアなどはありませんか。

改めて、所管部局にもどこを削減できるのかをお尋ねします。

所管部局 最初に申し上げたとおり、所管部局としては、削減できる部分はないと考えています。

防犯灯を設置すれば、ランニングコストが掛かります。

この部分を改善するとすれば、最初の投資額は大きくなりますが、LED灯に変えれば月額単価が60円から80円くらい落ちますので、防犯灯が何千灯あるのかという単純な掛け算になります。

それが、唯一削減できる可能性かと考えています。

ただし、初期投資額が増えますので、20年後に経費がどうかという部分を現在研究し始めております。

事務局 LED灯に変えても電気代は安くないのでしょうか。

所管部局 月額で60円か80円は安くなります。

委員 防犯灯の場合は、1基いくらという料金だから安くないのではないのでしょうか。

所管部局 蛍光灯からLED灯に変えると基本料金が変わりますので、安くはなりません。

市道の場合、大きな交差点には、200ワットとか400ワットとかの水銀灯をつけています。

それについては、電気料の契約額は何千円になります。

事務局 それは防犯灯ではないのでしょうか。

所管部局 防犯灯の街路灯部分を市民協働課で管理しています。

事務局 交通安全施設維持管理事業の中で防犯灯の電球交換と記載されていますが、ここでいう電球というのは、家庭の電球みたいなものではなく、蛍光管ということでしょうか。

所管部局 そうです。20ワットの蛍光管です。

事務局 電球というのは今はないんですね。

所管部局 はい、ありません。

委員 でも、これからは、電球交換の際には、LED灯に替えていったほうがいいですね。

所管部局 地域からの要望が大きいので、そのほうが長い目で見れば安くなると思われれます。

委員長 では、歳出抑制の視点としては、大きくはこの消費生活推進事業と交通安全対策事業、防犯灯設置事業補助金と電灯をLED化するというようなことになると思います。

それでは、最後に委員だけでまとめをする時間を設けたいと思います。

次回にもう一度再ヒアリングでお世話になることとなりますが、引き続きよろしくお願いします。

ありがとうございました。

(所管部局退室)

委員長 いろいろなアイデアを出したので、事務局側からうまく整理できているかどうか、確認されたい点があればお願いします。

事務局 特にありません。

委員長 それでは皆さんの御意見をお願いします。

委員 いずれにしても、防犯灯設置数の目標の5,000基が、むちゃな目標だと思います。

そこまで必要ないと思います。

委員長 午後10時以上点灯しないので安くできないかと関西電力と交渉できないかと思っています。

午後10時以降に集落間を歩かれる方は、めったにおられないと思います。

そんな時間帯であれば、車や自転車などの乗り物に乗るべきで、そんな時間帯に歩かれること自体が危ないと思います。

私としては、午後10時以上点灯しないので安くできないかと関西電力と交渉するのが良いと思いました。

● 前回委員会評価対象施策の再評価及び評価のまとめ（第4回京丹後市行政評価委員会における意見の要旨）

（事務局から資料「外部評価結果（案）」に基づき説明）

（所管部局から資料「委員会意見に対する所管部局補足説明・意見」に基づき説明）

委員長 まず、施策目的の防犯灯設置基数の問題について、歳出抑制の（４）の説明の中で記載しても良いかと思っていたのですが、所管部局からも前向きな御回答をいただきましたので、施策目的の部分に書いても良いのかなとも思いました。

敢えて言うとなれば、表現の部分が気になります。

趣旨は替える必要はありませんが、目標値までの防犯灯設置の必要性はないとまで書くと、やや過激という、全否定的になりますので、この部分はもう少し工夫してはと思います。

委員 そうですね。

委員長 どなたか御意見があればお願いします。

行政評価の視点として書いてあるので、何かの理由により目的の設定自体が間違っているのではないかという含みもありますので、そこまで言うべきかという部分もあります。

このことについても合わせて御意見ををお願いします。

歳出抑制の視点へ記載した場合、歳出抑制をするのであればという限定が付いてきますので、位置付けが変わってきます。

行政評価の視点ということによろしいでしょうか。

少し、誘導しているように聞こえたかもしれませんが、一委員としてはどちらでもあり得ると思います。

市長の意向があったという説明でした。

それはそれとして、委員会ではそれぞれの知識や専門の観点から意見を言ってくださいと言われていています。

例えば、その意見が違くと市長が思われるのであれば、本来の目標を追求されるのは全然構わないと、この評価の学問の世界では言われています。

ただし、そうすると、一般的には、委員会がそのような意見を言っているのに何故そうしないのという声がどこかからは出てくると思いますし、その

際に説得力のあることを言えないと支持が離れてしまうという部分もあるのではないかということで、そういうことでやれば良いのだと言われているところでもあります。

私たちがしっかり考えて、やっぱり必要ないと思われるのであれば、施策目的の部分に意見として入れておけば良いということになります。

ただし、入れておくにしてももう少し表現を柔らかくしても良いと思われます。

委員 現状をしっかり把握して、目標値を見直す必要がある、検討すべきである程度でしょうか。

そもそも、5,000基という数字がどこから出てきたのかが分かりませんが。

所管部局 平成18年度の設置数が約2,800基だったので、倍増ということで5,000基の目標が設定されています。

委員 財政状況もありますが、現状として、本当に倍増する必要があるのかという部分はあります。

財政が厳しいのと、適正に必要なものは何かというのをしっかり調査してということなので、目標値を検討して欲しいということになると思われま

委員 私の周りでもそうですが、新興住宅地ができたり、お年寄りだけしか住んでおられない住宅地であったり、何年か前と住宅地というのが変わっていると思います。

そういった変化がある中で、これまでどおり防犯灯が設置されている可能性もあると思いますので、是非、地区の要望で設置するばかりでなく、不要な防犯灯があれば連絡をもらうことも必要ではないかと思われるので、どこかに入れていただきたいと思

所管部局 市民局で毎年チェックをしています。

委員 固定資産税もそうですが、周りから言ってもらうのが一番把握しやすいと思いますので、市民局の職員が通勤途中などで把握するよりも地区の人の意識を変えるためにも何かそういう視点から、必要なものと必要でないものを出してもらおうということをししないと、延命措置ではなく、大きく体質改善するためには、これまでになかった視点を持たないとなかなか難しいとは思

いますので、どこかに入れてもらえればと思います。

所管部局 集落内の防犯灯についてでしょうか。

委 員 集落内もですが、例えば、電気が切れていて、3年くらい文句がなければ設置しないとか。

所管部局 そういったことはあり得ません。

集落内の防犯灯については、集落で維持管理をされており、電気代なども集落で負担されています。

不要な防犯灯があれば、止めようと集落で決定されます。

委 員 長 集落間もここまではA集落、ここからはB集落が担当とどこかで線引き行うことはできないのでしょうか。

そうすることで、防犯灯の必要性も自分たちで考えて、もっと言えば維持管理費も払っていただくなども考えられますが。

所管部局 現在、集落の最後の家から100メートル以上離れた防犯灯は市が管理しましょうとしています。

委 員 長 集落間についても、ここまではA集落で、ここからはB集落でと線引きを行い、今後はそれぞれの集落で維持管理をお願いします、市は行いませんとするという訳にはいかないのでしょうか。

所管部局 集落間の防犯灯を市から集落に移管できないかということでしょうか。

委 員 長 はい。そうでもしないと、費用も市が負担してくれるのであれば、あった方が良いので是非お願いしますという話になると思います。

所管部局 市側の理想としては、そうなってくれると非常にありがたいとは思いますが、市が負担しているということは、結局は市民が負担しているということになります。

結局は同じことになります。

所管部局 設置に関しては補助金がありますが、ランニングコストについては全て区で負担していただくようになっています。

電気代から修繕費までを地域で負担してもらうことになると地域の区費などから負担することになるので、区民に負担が掛かってくることになります。

そこで地域としてジレンマを抱えているところもあります。

所管部局 防犯灯が減っても誰も喜ぶことにならないと思います。

委員 施策目的の文言については、先ほど委員から言われたように修正したら良いと思います。

歳出抑制の（４）についての所管部局からの補足説明で、地区要望として掲げられている防犯灯の１００％の実施を目指すというのも、非常に聞こえは良いですが、その要望の妥当性は検討しておられるのでしょうか。

要望として出てきたものは常に実現されておられるということでしょうか。

集落間の防犯灯の要望については、２５％しか実現できてないという説明でしたが、そうであっても防犯灯の数は増えていっているはずです。

単に防犯灯の設置ペースを落とすのではなく、防犯灯の真の必要性というのを検討していくという文言に変えていただければ、出てきたものを全て受け入れる姿勢というのは余りにも危険ではないかなと思いました。

所管部局 昨年度、８７灯の要望がありました。

潜在的な要望は恐らくもっとあると思われませんが、たくさん要望しても実現してもらえないだろうということで、今年はこの範囲内でここを要望しようという形で要望を抑えられているという面もあり、地区で精査された上での要望となっています。

委員 京丹後市になってから８年が経過し、平成になってから２４年も経過しています。

電灯のなかった江戸時代から急に現代になった訳ではありませんので、生活道路において、明かりがそんなに必要なのかと思います。

夜はお店も閉まっていますので、そんなに外に出る必要もありません。

所管部局 街中ではそうかもしれませんが、市の面積が５００平方キロメートルという広さの中で、しかも中学校の再配置の問題もある中で、高校生も含めて自転車で、例えば峠など、通学をするところで、親からすれば非常に心配をされる部分です。

暗がりというのは非常に怖い部分ですし、もともと設置が多かったところと、設置が少なかったところがあるなど、６町の中でも防犯灯の設置状況に差があります。

それだけ要望があるということは、むやみやたらに要望されているのではなく、本当に切実な要望だと思いますので、できるだけ応えていきたいとい

うことです。

委員長 はい、ありがとうございました。

ここで確認をさせていただきたいと思います。

施策目的についての部分ですが、現在の市の厳しい財政状況からは、目標値まで防犯灯を設置する必要性を再検討すべきと思われるくらいにしてはどうかでしょうか。

委員 それで結構です。

委員長 ここについては、このようにしましょう。

3の施策の見通しについての(3)についてです。

所管部局からの意見を整理すると、より多くの地区要望に応じていくためというのは事実と反し、成り立っていないので削除してはどうかということですね。

委員会での議論としては、防犯灯の設置について100%の補助金を市が交付して、維持管理だけ地区に負担してもらおうという部分について、防犯灯の設置の段階から一定地区からも負担してもらおうべきではないかという趣旨だったと思います。

この意見について、本来すべきことということで行政評価の視点とするのか、財政が特に厳しいという要素を入れた場合に特にすべきだということになるのか、どちらなのかということをお伺いして修正しようと思いますが、いかがでしょうか。

委員 地区要望に応じていくということは、財政的にも大変なことだと思われるので、委員長が言われたようにその辺を見直していただければと思います。

委員長 見直してはどうかということですね。

他の委員さんもいかがでしょうか。

設置の際にも、地元の負担を求めているかどうかということですが。

委員 理解は得られると思います。

防犯灯を1基設置するのに数万円掛かると、区民がどうしてもそこに設置してもらわないと困るんだと、例えば、集落内に家が増え、そこに行くためにどうしても防犯灯が必要だと、それを設置するのにこれまでは市が全て負担してくれていたが、これからは区も何分の一かを負担しなくてはならなく

なりました、どうしましょうと相談したら、それは必要だから仕方がないということで区民からも恐らく理解されると思います。

これまでは費用が掛からなかったとおっしゃる方もおられるかもしれませんが、自分たちの生活に必要なものであれば、一時的な負担ですので、多少の負担はしていただけたらと思います。

電気代は、1月当たり約250円から260円です。

それよりも、私の住んでいる集落では、これ以上どこに防犯灯を設置するのかという部分がありますので、どんどん防犯灯の設置要望が出てくるということが不思議です。

所管部局 まだまだたくさん設置して欲しいという集落はあります。

先ほどの負担の関係は、LEDの導入も含めて検討しています。

LEDの防犯灯については、導入費が1.5倍から2倍程度高くなります。

その代わりに、維持管理費が安くなるので、設置について地区にも負担をお願いしますという形にしたいと考えています。

委員長 防犯灯については、大部分の受益者がその地区の方に限定されますので、その地区の方に負担してもらうというのは一定理屈が立つと思われれます。

他の委員さんから特に御異論がなければ、この行政評価の視点に意見としては残したまま、「現在と同じ予算でより多くの地区要望に応えていくため」という部分を削除したいと思います。

次に委員の一人として発言したいと思いますが、別の話として、市が管理している集落間の電灯というのは特定されていると思います。

故障やお金の面で面倒な部分はあるかもしれませんが、市が電気代を負担している集落間の電灯について、タイマーを付け、夜の11時以降は防犯灯を消すということにして、関西電力と電気料金を一定削減するという交渉を中期的な期間で行っていくということについての合理性はないのでしょうか。

くどいようですが、もう一度御意見をお聴かせください。

所管部局 この件については、関西電力に問い合わせをしました。

その中で、防犯灯の電気の区分として、公衆街路灯A、B、Cという区分があります。

B、Cが従量制で、いわゆる電気の使用料のメーターを付ける街路灯という事です。

Aが現在市の防犯灯が契約しているもので、メーターはなく定額制で、1か月当たり約230円で、20Wから40W未満の区分になるそうです。

これが通常の蛍光灯の20W管の値段で、40Wの街路灯を付けているところはもう少し値段が高くなっていると聞いています。

基本的には、月230円の契約で防犯灯を設置しているということです。

従量制の場合、B、Cの区分がありますが、一番安いのはAの定額制であるということでした。

例えば、午後7時から午後12時まで点灯し、12時から翌日の5時まで消してもらうことは可能かどうかを確認したところ、まず防犯灯の区分にそういう区分がないということでした。

それを行うのであれば、従量制にしてメーターを付けることは可能だということでした。

ところが、メーターを付けることにより、メーターの基本料金が発生するそうです。

メーターの基本料金が1月280円で、それに加えて、電気の使用料に応じた電気代が請求されることとなります。

委員 基本料金だけで高くなるんですね。

所管部局 関西電力としても防犯灯1本1本のメーターを検視するため、歩いてチェックをしなければなりません。

そのため、関西電力としてもできれば勘弁して欲しいということでした。

基本料金だけで約50円から60円の差が出るということでした。

現在の20Wクラスの防犯灯の定額料金が230円で、メーターを付けることによって基本料金が280円になり、この時点で50円高くなります。

しかも使った電気の分だけの電気代が高くなるということです。

委員長 行政評価としての合理性を欠いた上に歳出削減にもつながらないということで、よく分かりました。

所管部局 LEDの話が出ていましたので、参考にLEDの話もさせていただきます。
現在の防犯灯は20Wの蛍光管で定額で月約230円が掛かると説明させ

ていただきました。

10Wから20Wの区分のLEDになると1月190円で、約40円が下がるとお聞きしました。

ただし、LEDの中でも電流によっては、また区分が変わってくるということで、現在20Wクラスと言われている部分であっても、LEDになれば、LEDの種類によるとのことですが、更に1階層下の区分になる可能性も出てくるということでした。

そうすると1月約140円になり、毎月約100円の差額が出てきます。

所管部局 更に蛍光管の交換回数が少なくなり、その分の費用が安くなります。

環境にもやさしいということもあります。

事務局 LEDのランプの値段はいくらでしょうか。

所管部局 従来の1.5倍で、約3万円掛かっていたのが、4万5千円から5万円くらいになります。

所管部局 年間で1,200円の差が出てきますので、元は取れると思います。

所管部局 蛍光管の場合、2年から3年で寿命がきます。

電気が切れた場合、交換手数料も含めて1,500円から2,000円くらい掛かります。

所管部局 ただし、これまで修繕をされていた業者さんは、その分仕事がなくなるので、どこかで困る方というのも出てきます。

委員 全部が全部うまくいくことはないということですね。

委員長 ありがとうございます。

それでは、行政評価の視点の部分は先ほどのままにしておきまして、歳出抑制の視点について、(1)と(2)は特段の御意見はありませんでした。

(3)の交通安全指導員についてです。

確かに人数を少なくすれば、市が提供するサービスのレベルが落ちてしまうということはあると思います。

しかし、非常時の歳出抑制策ということでは、あり得ないのかということで提案をしています。

受けていただけるかどうかは分かりませんが、極端なことを言えば、交通安全指導員をしていただいていた方に、お金は出せませんが、できる範囲で

これまでと同じようなことを御協力いただけませんかとお願ひするという
ことです。

委員 昨日、交通安全週間のお手伝いに行ってきました。

その際に来ておられた地域交通安全活動推進委員の方にお話を伺うと、報
酬は少なくなったけど、それでも手伝いに来られているということでした。

年間で8千円くらいでお手伝いに来られているということでした。

先ほど、委員長が言われたことについて、実際にあることなので、どちら
が良いか分かりませんが、謝金という形のほうが良いのではないかと思いま
した。

人数も、昨日を見る限りでは、各町で分かれておられるということかもしれ
ませんが、そんなにたくさんの方はお見えになってなくて、2人から4人
くらいの方しかおられませんでした。

上手に御協力いただければ可能ではないかと思って見ていました。

所管部局 補足説明資料にも書かせていただいておりますが、年間75回、延べ45
0人も出てもらっています。

しかも、毎月1日は立ってもらっていますし、悲惨な事故が起こらず、現
在の状態でいられるのは、こういった方が学校で子どもたちにも交通安全教
室をしっかりとしてもらっているからだと思います。

こういった活動をしていただいているから、現在の交通安全の状況が当た
り前になっているのではないかと考えており、これらの方に頭が下がる思い
です。

その方たちに、月1万円でお世話になっており、もともとボランティア的
だと思われまます。

委員 難しいところですね。

OBの方たちも、小学校などで交通安全教室に行かれて御指導御協力いた
だければとも思います。

委員長 歳出抑制の視点というのは、施策の中で抑制をすればどういったア
イデアが考えられるかということなので、提案としてはあり得ると思います。

ただし、現在の記載内容では人数を減らすことだけが書いてありますが、
例えば、1人当たり月1万円の報酬額をもう少し減らすというようなことも

あり得ると思います。

所管部局 これだけ市域が広い中で、各町2人を基準としており、これが各町1人の合計6人となった場合、非常に大変だと思います。

委員長 交通安全指導員の人数を減らすとか、報酬の金額を減額するとかというような幅を持たせ、この事業で削減できるのではないのでしょうかというくらいの表現にしてはどうでしょうか。

非常に難しいことは分かりますが、かと言ってほかに抑制できるアイデアもないというのが率直な感想です。

所管部局 昨年度の75回の実績のうち、街頭啓発は14回程度です。

残りは、小学校、中学校、幼稚園も含めて40回を超える指導をお世話になっています。

それは、学校からの要請に基づく交通安全教室のプログラムが組まれる中で、そういった方々にお世話になっている部分もありますので、非常に苦しいと思います。

やり取りだけでも大変です。

春先の4月5月に、特に学校関係のものが集中します。

それが、終わると幼稚園に変わり、次に地域の老人会や婦人会からも要請が来る中で、交通安全教室を実施している部分がありますので、非常に苦しい部分があります。

委員長 地域ごとにずっとやってきたという伝統がありますので、京丹後市では安全指導員に頼って、1月いくらということやってこられたのだと思います。

ほかの地域に行けば、交通安全教室は警察に頼み安全は学校ごとにその地域の人を助けに入れてというのがいるかと思いますが、急に切り替えるのは確かに大変ですし、難しい面があると思います。

しかし、ほかにアイデアもありません。

所管部局 交通安全指導員の方には大変な思いをしてお世話になっているということがあります。

委員 できれば、各町1人の交通安全指導員で、その補佐にベテランのOBの方々がお世話になれば、違うのかなと昨日の啓発活動を見させていただきました。

委員長 消防団員の人数も減らしてはどうかとか、委員会では昨年度からかなり大胆な提案をしてきた訳ではあります。

所管部局 そういった方々に出席していただくことで、街頭啓発が成り立っているという部分はあります。

所管部局 命には換えられないということがあります。

委員 ただ、OBの方々もたくさんいらっしゃいます。

昨日、その方々もいくらでもお手伝いさせていただきますよと言っておられました。

所管部局 しかし、現実的には年間75回もお手伝いいただけないのではないのでしょうか。

委員 その75回についても、全く同じ方が75回全部行かれている訳ではないと思います。

委員 そもそも交通安全指導員というのは、市が設置しなければならないものなのでしょうか。

所管部局 議会の承認を得て、京丹後市の条例で定められています。

合併時は50人の交通安全指導員がおられました。

委員 先ほど委員長が言われたように、例えば、警察署や交通安全協会などに市はお金がないので、何とか移管できないかとお願いはできないのでしょうか。

所管部局 警察署からも同じことを言われています。

所管部局 実際、警察からも来ていただいております。

所管部局 以前は、各町に警察署がありましたが、今は一つになり、後は全て交番になりました。

警察署も同じように人手が足りない状況だと思います。

現在、防犯、交通安全の全てで、市民の力を借りて、行政の力を借りてと警察行政でもそういうふうになっていますので、やってもらえればありがたいですが、現実的には難しいと思います。

委員 昨日もですが、街頭啓発には交通安全協会の方も来られています。

だから、人数はたくさん来られています。

いろいろなところから来られています。

委員長 なかなか議論が尽きないところですが、問題提起というレベルにおいては

こういった形で意見として残したいと思います。

ただし、表現を、交通安全指導員の人数を減らしたり、報酬を減額したりといったことを検討してはどうかということにしましょう。

事務局 皆さんもお気付きの部分もあると思いますが、現在、全国的に交通安全の看板などを何か所設置しなさいということで、予算を付けて取り組んでいます。

ハード面とソフト面をやっていこうという中でという部分で悩ましい部分はあります。

啓発グッズについて、削減の余地はないのでしょうか。

所管部局 もともと7万円程度の予算しかありません。

委員 防犯交通安全は、非常に大切な部分ですので、私たちも苦しい議論です。

所管部局 何かあったときに、何をしてきたのかと必ず言われる部分です。

事故があつたり、犯罪が発生したりしたときに、何をしてきたのかということになってきます。

委員 防犯交通安全は、市民にとって一番大切な部分だと思います。

委員長 表現については、去年の報告書などもよく見ながら検討してみたいと思います。

似たような提案をしたものとしては、消防団の関係もありました。

ただ、いろいろなところで似たようなむちゃな提案を行ってきたということも事実ですので、その辺りの表現、ここのそのものというのも含めて、その前後でも十分配慮をして書くように努めたいと思います。

病院の医師確保についても、必要であるということで苦しみながらやったという記憶もありますので。

最後の、(4)についてですが、ペースを落とすという表現で良いでしょうか。

要するにそんなにたくさん作らなくても良いことですが、こういう表現でよかったですでしょうか。

委員長 はい、では、これで。

新しい防犯灯を設置しなければ、予算を抑制できますし、そもそもお金がないのであれば、仕方がないのではないかとということで、良いかなと思います。

す。

防犯・交通安全の推進についても、なかなか事情を知れば知るほど難しい
というか、削減の余地がないという主張もごもっともと思いつつも、このよ
うな形でまとめさせていただきたいと思います。

御協力いただきありがとうございました。

事務局 商工観光部の消費生活推進事業の関係はよろしかったでしょうか。

委員長 所管部局からも特段の意見もなく、委員の皆さんからもこれで良いという
ことでしたのでよろしいでしょうか。

所管部局 外部評価結果（案）に書かれているような意見は、当然、問題意識として
持っていますし、消費生活センターは今年度で補助金が終了しますが、市民
相談というものもありますし、福祉事務所にくらしと仕事の寄り添い支援セ
ンターというのも2年を迎えて、モデル的に補助金をもらってやっています。

市民からするといろいろな相談窓口があるという部分で、窓口のワンスト
ップ化という部分も含めて、関係課で協議をしていこうという段取りをして
いますので、その中で、人員体制のことは議論していく予定をしています。

消費生活学習グループ活動費補助金についても、今年で3年目を迎える中
で、今年度、初めて各地域のグループの方との連携も取り始めましたので、
補助金の部分では意見にありますように、検討の一つとしてこういったこと
も相談をしていきたいと思っております。

委員長 はい、ありがとうございました。

では、こういった形で整理させていただきます。

● 外部評価結果（案）の確認（第5回京丹後市行政評価委員会における意見の要旨）

（事務局から資料「外部評価結果（案）」に基づき説明）

委員長 いろいろと議論してきたことが生かされているかと思われませんがよろしい
でしょうか。

本日の委員会でもそうでしたが、前回の委員でも、こういった表現は困る
ので修正して欲しいと所管部局から言われることが今年度も多かった訳です
が、逆に言うと所管部局とそういったやり取りをして、納得されたことは、
今後実行される可能性も高まったのではないかと考えています。

そういった意味では、無理だとか、違うと正直に言っていただけることは、それはそれでありがたいので、それに合わせて直していったということです。

こちらの思いも行政にうまく伝わるように、また、市長や議会や一般の市民の皆さんが、外部評価結果を読んでいただいた際に、誤解のないよう伝えるようにということでもいろいろと書き直しました。

これで良いでしょうか。

委員 4 歳出抑制についての（3）の交通安全指導員の人数を減らしの部分ですが、表現がきついと思います。

交通安全指導員云々の部分を全て削除して、ボランティアの方にも協力してもらおうなどの方法により、事業費の抑制を図ってはどうか、としたら、具体性がないので元に戻ってしまうかもしれません。

委員長 この提案は、平たく言えば、現在、交通安全指導員をされている方に、ボランティアでやっていただけないでしょうかと提案しています。

人数を減らしてくださいとまでは言いませんが、報酬金額を大幅に減額し、申し訳ありませんが、市の財政が厳しいので、ボランティアでこれまでどおりお世話になれませんかと言っていますが、そのようには通じないでしょうか。

人数を減らすというのは、やはり厳しいでしょうか。

12人の方がおられて、初めて成り立っているような状況でしょうか。

いかがでしょうか。

委員 私が交通安全指導員の立場であれば、厳しい表現だと思います。

委員長 そういう意味では、人数を減らしたりという部分は削除したほうが良いかもしれませんね。

委員 報酬を減額したりという部分も同じことが言えると思います。

ボランティアの方にも協力してもらおうなどの方法により、事業費の抑制を図ってはどうかくらいにしてはどうでしょうか。

委員 そうですね。

委員長 いろいろ考える余地はあると思います。

現実問題として、気持ちよく見直しをしてもらうことが大事ですから、表現は修正したほうが良いと思います。

委員 表現が少しきついかもかもしれませんね。

委員 修正したほうが良いと思います。

委員長 それでは、先ほど御提案いただいたとおり、重要性は理解できるが、事業費の抑制を図ってはどうか、のほうがかきつく聞こえないということでしょうか。

委員 理解できるがの「が」が引っ掛かりますので、「しつつ」ではどうでしょうか。

理解しつつ、ボランティアの方にも協力してもらうなどの方法により、事業費の抑制を図ってはどうかにしてはどうでしょうか。

委員長 では、そのようにしましょうか。

委員 そのほうが良いように思いますね。

委員 事業費そのものを減らしたいということで、その方法の一つとして、ボランティアなどもありますよというような感じにしてはどうでしょうか。

委員長 所管部局からもそういった趣旨の御発言もありましたので、そうしましょう。

委員 抽象的すぎるでしょうか。

委員長 一般の市民から見た分かりやすさということも大事ですが、他方で委員会からの提案によって良い効果を生むということも大事ですので、そこの兼ね合いがあります。

委員が言われた事情があるのなら、大事なことですので、変更しましょう。

● 外部評価報告書の確認（第6回京丹後市行政評価委員会における意見の要旨）

委員長 防犯・交通安全の推進について、更なる説明が挙がってきています。

この部分について、事務局から説明をお願いします。

（事務局から資料「委員会意見に対する補足説明資料」に基づき説明）

委員長 このような話になっていると思われれます。

委員会で議論したのは、例えば、Aという大きな集落があり、20軒ほどの家があると。

その近くに、3軒ほどの家があるBという小さな集落があるとして、Bという集落の家が0軒になった際に、AとBの集落間の防犯灯が残っているこ

とがあるのではないのでしょうか、という議論をしていたと思います。

所管部局からの御指摘は、集落Bの家が0軒になれば、集落B内の防犯灯は、自ずと廃止されているし、AとBの集落間の防犯灯もチェックを行っているので、委員会の意見で指摘しているようなことは既にやっているということなのかなと思いますが、現実的にはどうなのでしょう。

仮に集落Bが3軒だったのが、0軒になって廃村になった場合、防犯灯などはどうなるのでしょうか。

最後、3軒まとめて引越しされれば、後始末をどうしようということになるかもしれませんが、最後に1軒だけ残り、かつ、御高齢の方が1人だったのが、亡くなられたような場合はどのようになるのでしょうか。

委員から御発言があった、防犯灯がついたままになっているケースがあるのではないかということに対する回答になっているのでしょうか。

事務局 交通安全施設維持管理事業というのは、集落AとBの集落間の防犯灯が対象となります。

集落内で管理されていますというのは、集落Bの中のことを指しています。

委員 記載されていることについては、十分に分かっています。

説明資料に記載されているようなことは、委員会では言っていない。

今、委員長から御説明いただいたようなことがないだろうかということも言っているだけです。

事務局 所管部局からの説明は、集落Bが0軒になった場合に、集落B内の防犯灯については、集落Bの話ですので、仮に集落B内に防犯灯が残っていたとしても、市の負担は発生しないということを行っています。

集落Bそのものがなくなるということについては、補足説明の中では、想定されていませんが、この場合、廃村ということになりますので、この場合には、廃村になった時点でどうするのかを考えるということになると思われます。

委員長 所管部局からの資料に記載してあるように、年に1回市民局が中心となり、設置状況調査をやっているのですが、集落Bが0軒になった後も、集落AとBの間の防犯灯が点灯していることを見つけたら、防犯灯を廃止していると思われる。

委員会の意見については、引き続きというような文言を入れるとかでいかがでしょうか。

事務局 既に引き続きという文言は入っています。

委員長 また書き以降に引き続きという文言を入れるということです。

また、居住者がいなくなったなどの理由により設置の必要性がなくなっている防犯灯の把握についても、引き続き努めるべきであると。

引き続きだらけになります。そうすることによって齟齬^{そご}はなくなるように思われます。

防犯灯の契約は年に1回だけでしょうか。

事務局 (3) 防犯灯設置事業補助金については、設置時にはお金が必要ですが、あとは区の負担になりますので、市は集落間の防犯灯だけしか負担しませんが、それは適正に行っていますということですね。

委員会の指摘に該当するものがあるとなれば、集落内の人が住んでいないところに設置する防犯灯設置要望に対し補助金を交付することがないよう、補助金申請内容をチェックすることしか考えられないということを所管部局では言っており、このことに対しても、しっかりチェックしているということです。

委員長 そういう意味でチェックしているということであれば、また書き以降は削除しても良いと思われます。

委員の皆さん、よろしいようでしたら、既に取り組んでいるようであれば、また書き以降は削除するということはいかがでしょうか。

あるいは、その部分を一層しっかりして欲しいという意味を込めて残すかのどちらかですが。

委員 意見として残しても、意見を削っても結果は同じだと思います。

委員長 そういうことであれば、シンプルなほうが良いと思いますので、また書き以下の部分をなくすことにしましょう。

委員 分かりました。

委員長 最後の歳出抑制の(4)についてですが、財政が本当に厳しくなった場合には、防犯灯を増やしている場合ではないだろうというのは、このとおりですので、このままの内容で良いと思います。